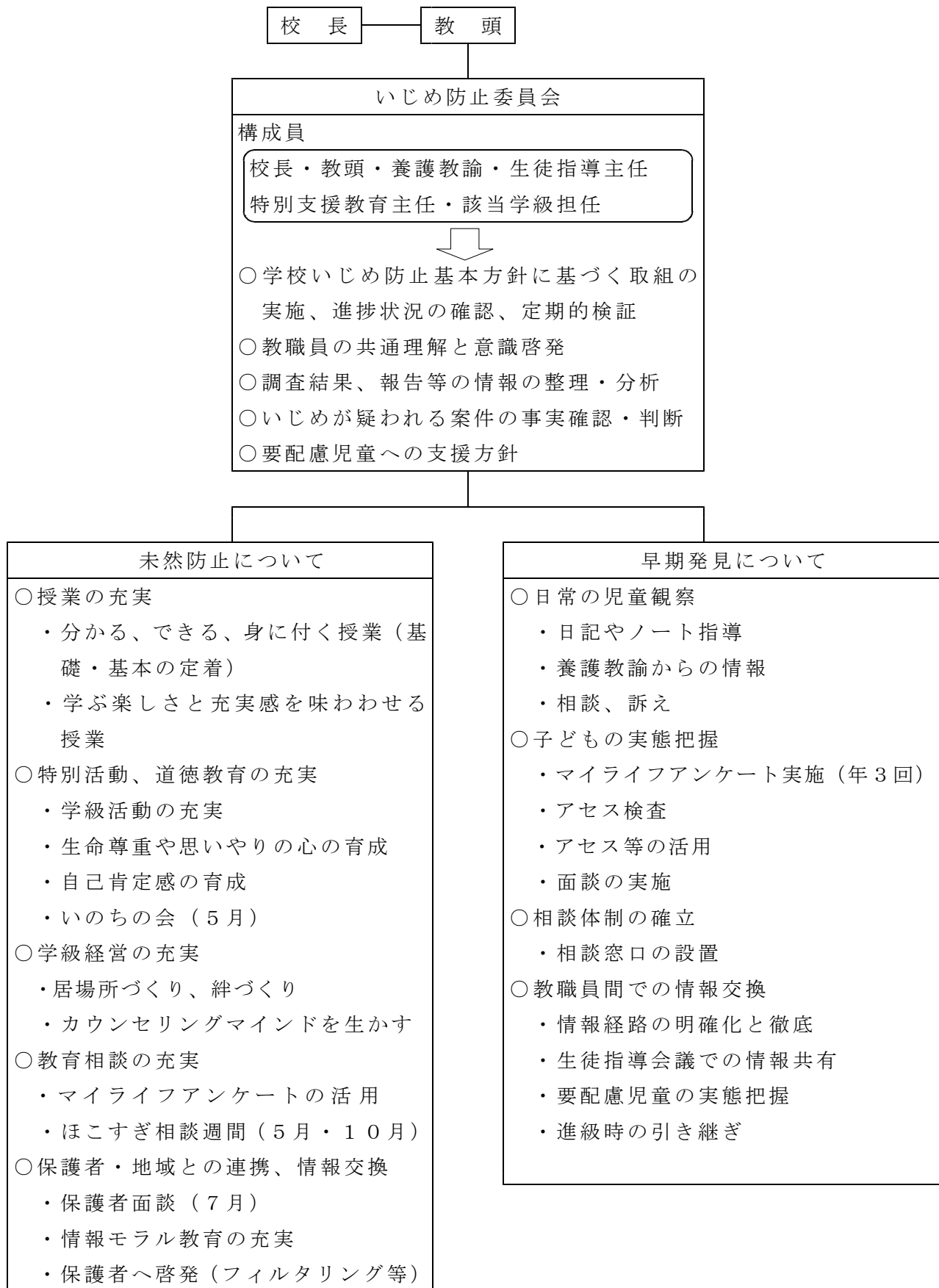
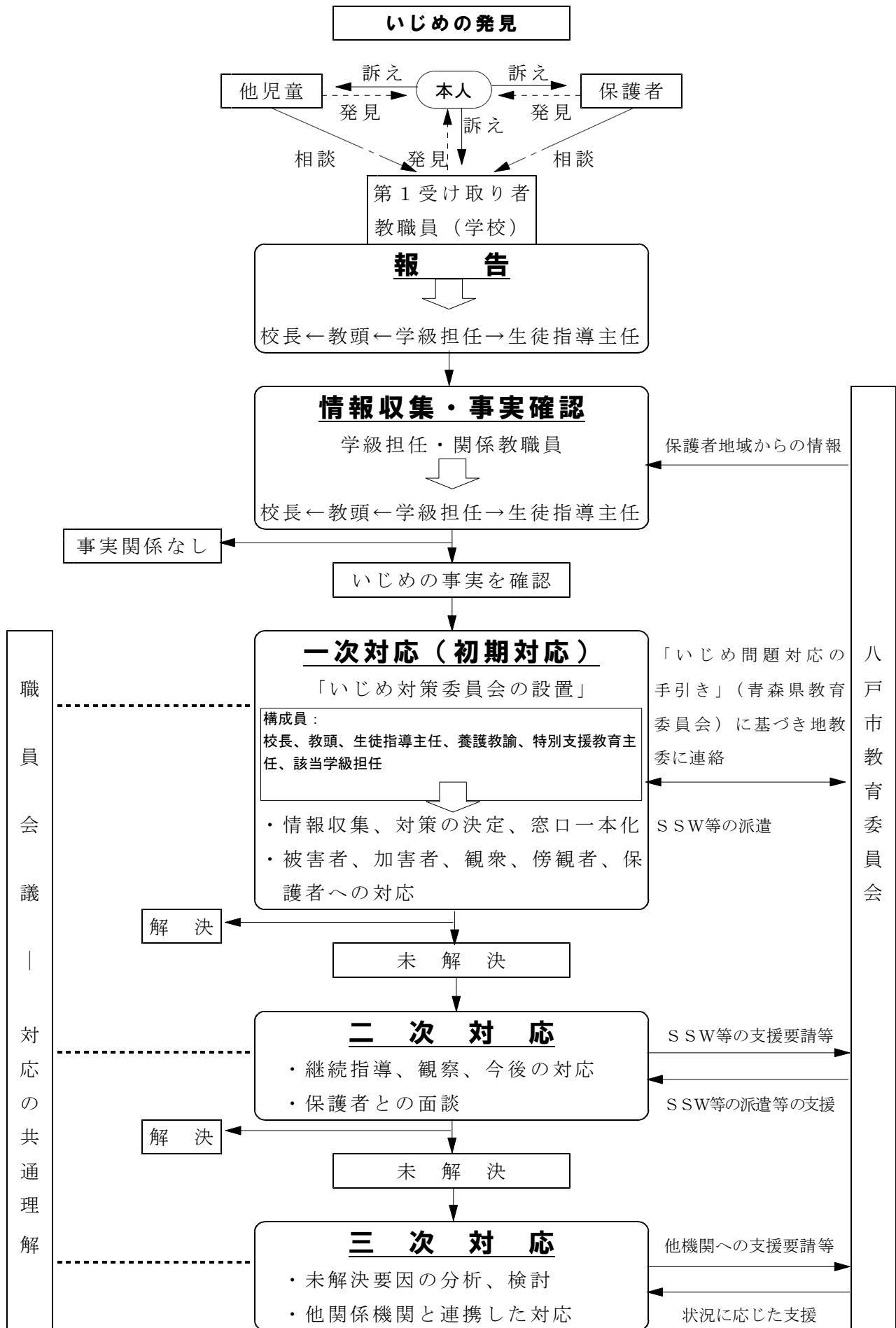


3 校内体制について

【日常の指導体制（未然防止・早期発見も含めて）】



4 解決に向けた対応について

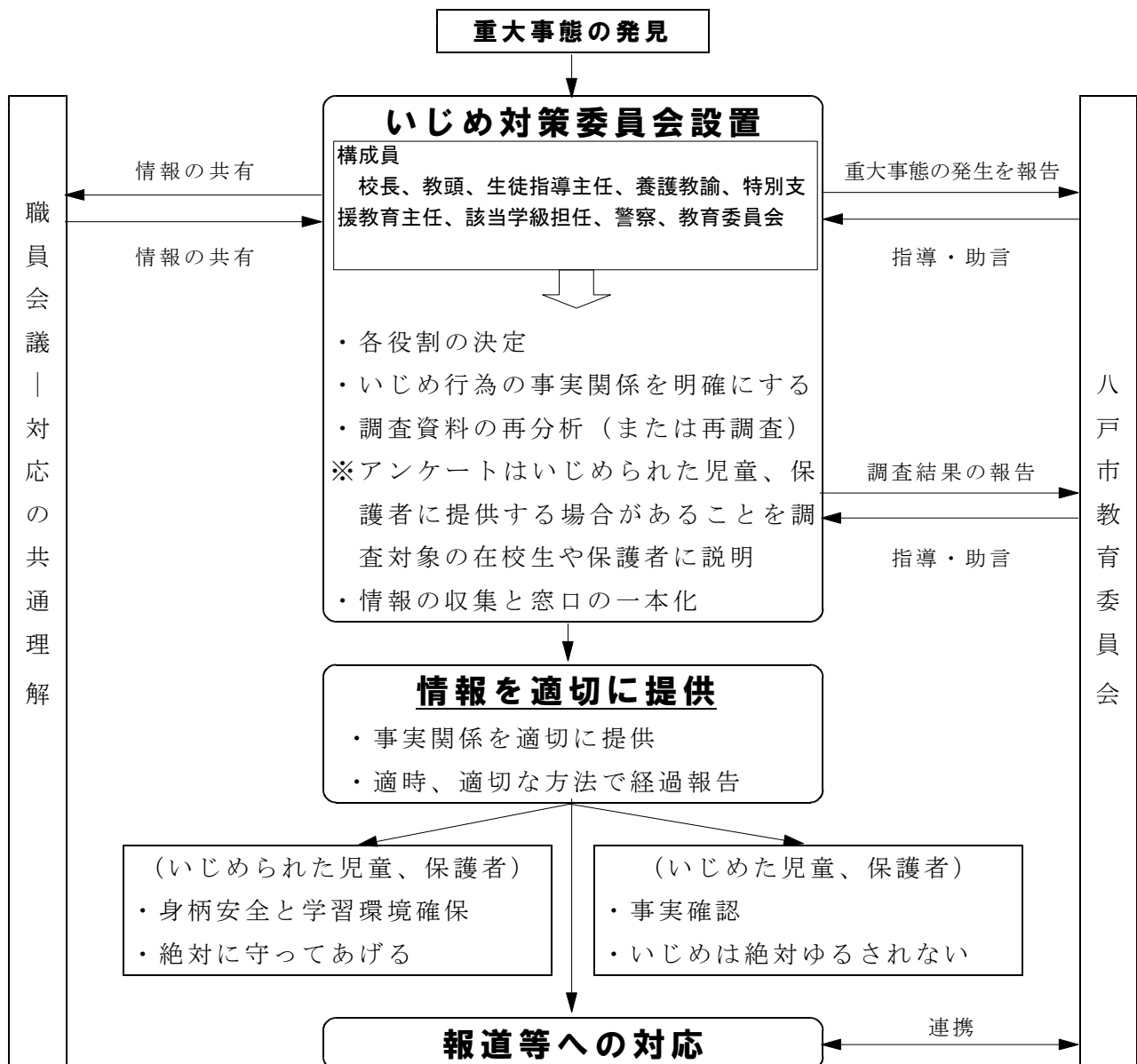


5 重大事態への対応について（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ア 児童が自殺を企画した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童に相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ア 年間30日を目安とする。
 - イ 一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査する。

2 重大事態への対応



6 「いじめ解消」の定義（2017.3改定案を受けて）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ウ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

イ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認する。

ウ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

7 研修

いじめ未然防止、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

ア 「八戸市立豊崎小学校いじめ防止基本方針」について、年度当初の職員会議で周知する。

イ 2学期始めの職員会議において、再度確認し合う。

(2) 「いじめ問題への取組チェックシート」の実施、結果の検証

ア いじめ防止の取組について評価を行い、適切かつ効果的に実施できたか見直しを行う。

イ 次年度の取組へ生かす。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

ア 授業規律…「豊崎小の学習の約束」の共通理解と繰り返しの指導を行い、授業を通して授業規律を身に付けさせ、落ち着いた中で学ばせる。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

ア 児童理解研修…全職員が共通認識をもち、指導に当たることができるよう児童理解研修を実施する。

イ 事例研修…具体的な事例を基に、児童への接し方や具体的な指導について研修を深める。

ウ 教育相談研修…特別な支援が必要な児童（特別支援学級・通常学級）について、学習のさせ方や生活指導等について具体的な指導方法を学ぶ。

(3) 情報モラル研修

ア 情報モラルに係る研修会を設定し、具体的な指導の仕方について研修を深め、研修内容を基に子どもたちに情報モラルに関する授業を行う。

8 評価

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、策定した基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組について検証を行う時期の決定

(1) 検証を行う時期：ほこすぎ相談週間後とする。

2 「取組チェックシート」、いじめ防止委員会、校内研修等の実施時期の決定

- | | | |
|----------------------|-----|----|
| (1) 「取組チェックシート」の実施時期 | 8月、 | 1月 |
| (2) いじめ防止委員会の開催時期 | 8月、 | 3月 |
| (3) 校内研修会等の開催時期 | 8月、 | 2月 |